

## 配偶者暴力事案及びストーカー事案の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等の運用について

(平成18年10月20日島生保乙第669号ほか県警察本部長通達)

標記住民基本台帳閲覧制限等の措置については、「配偶者暴力事案及びストーカー事案の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等について」(平成16年6月21日島生保甲第246号)に基づき、市区町村と連携した対応を行っているところであるが、これまでの運用実態を踏まえ、警察庁では総務省と協議の上で下記のとおり運用することとなったので、各警察署にあっては市区町村と緊密な連携を図り、関係事務に遺憾のないようにされたい。

上記通達は、平成18年11月1日をもって廃止する。

### 記

#### 1 支援措置の目的

配偶者暴力事案及びストーカー事案の加害者が、住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付制度を不当に利用して、当該被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的としている。

#### 2 運用開始日

本支援措置の運用については、住民基本台帳法の改正等に伴い住民基本台帳事務処理要領の一部改正が総務省自治行政局長から示されたことにより、平成18年11月1日から施行する。(別添1：住民基本台帳事務処理要領の一部改正『新旧対照条文』参照)

#### 3 支援措置の対象要件

加害者が当該被害者の住所を探索する目的で、当該被害者又は当該被害者と同一の住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められ、かつ、下記(1)(2)のいずれかに該当する場合

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下配偶者暴力防止法という。)第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある者
- (2) ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下ストーカー規制法という)第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがある者

#### 4 警察の役割

本支援措置は、市区町村長が、配偶者暴力事案及びストーカー事案の加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出が相当でない、又は住民票の写し等の交付の請求が不当な目的によることが明らかであるとして、これを拒否しようとするものであり、警察等に求められていることは、本支援措置を申し出た者が本支援措置の対象者としての要件を満たしているか否かの意見である。

なお、「更なる暴力やつきまとい等をうけるおそれ」の認定については、従前どおり、相談を受けてから相当の期間が経過しているため現在の状況を把握していない場合を除き、配偶者暴力事案又はストーカー事案の被害者であると認められることをもって認定して差し支えない。

## 5 主な改正点

市区町村における本支援措置の要件該当性の確認方法、支援措置申出書の收受手順等に関し、以下の3点が改正された。

- (1) 警察への意見の聴取のみならず、配偶者暴力相談支援センター等からの意見の聴取による方法が加えられた。
- (2) 警察等からの意見の聴取以外にも、裁判所の発行する保護命令決定書の写し、又はストーカー規制法に基づく警告等を実施したことを明らかにする書面等を被害者自身が市区町村に提出する方法が加えられた。
- (3) すべての支援措置申出書は、必ず被害者から市区町村への提出を経た上で、市区町村から警察署に送付され、警察署において意見を付した上で市区町村に返送されることとなった。

よって従前のように、予め警察署に市区町村から取り寄せていた用紙に警察署の意見を付した上で、被害者に市区町村へ提出させる方法はできなくなった。

## 6 運用要領

- (1) 本支援措置の対象となると認められる事案を認知したときには、本支援措置制度を当該被害者に教示し、本支援措置を要望するか否かの意思を確認すること。
- (2) 本支援措置に関して警察が実施する意見提出その他の措置については、配偶者暴力防止法、又はストーカー規制法に基づく「警察本部長等の援助」として実施することとなるので、被害者から援助申出書を徴すること。
- (3) 被害者自身が本支援措置の要件該当性の確認資料とするために、ストーカー規制法による警告等を実施したことを明らかにする書面の交付を求めた場合には、同法に基づく「警察本部長等の援助」として実施することとなるので、被害者から援助申出書を徴すること。
- (4) 本支援措置制度の教示や市区町村に対する意見提出等を行った場合には、当該被害者から本支援措置の要望を受けた経緯、及び市区町村に意見を提出した状況等について記録しておくこと。

## 7 個別的運用要領

- (1) 被害者が警察署に相談に訪れ、本支援措置を希望した場合

当該被害者が本支援措置を求める市区町村に対し、当該被害者が本支援措置を要望していること、及び被害者が本支援措置の要件を満たしているものと認められる旨を伝えた上で、市区町村が受理する当該支援措置申出書の送付先を教示して誘導すること。

また、被害者に対しては、援助申出書の提出を求め、市区町村の窓口へ赴き、支援措置申出書を提出するよう促すこと。

その後、警察署においては、市区町村からの支援措置申出書の送付を受理した上で、同書に当該警察署の意見を付し、当該市区町村に対し速やかに返送すること。

- (2) 支援措置申出書の提出を受けた市区町村から、電話等により取り急ぎの意見聴取がなされた場合

被害者からの支援措置申出書の提出を受けた市区町村から、電話等により取り急ぎの意見聴取がなされた場合は、折り返しの電話発信等の方法により意見聴取者を確認

して回答の上、支援措置申出書の送付を依頼し、後日送付を受けた支援措置申出書に意見を付して当該市区町村に返送すること。

- (3) 被害者が警察署に相談に訪れた際には本支援措置を希望せず、その後、市区町村に対して本支援措置を申し出た場合

市区町村からの電話連絡、或いは市区町村からの支援措置申出書の受領により、被害者による支援措置の申出を認知した際は、速やかに被害者に相談事案等に係るその後の経過を確認するとともに、警察署への再来署を促すこと。

これにより被害者が再来署した際には、援助申出書の提出を求めた上で、市区町村に対し意見を付した支援措置申出書を返送すること。

- (4) 被害者からの相談事実はないが、市区町村から当該支援措置申出書が送付された場合

市区町村から意見を求められた時点で、警察として当該被害者について相談その他の対応を行った経緯がなく、当該事案を把握していない場合は、当該支援措置申出書の「警察等の意見」欄に記名・押印せず、いずれの項目も選択せずに返送することとして差し支えない。

## 8 運用上の留意事項

- (1) 本支援措置制度が円滑に進められるよう、あらかじめ市区町村と、実施要領や連絡体制等について申し合わせをしておくこと。
- (2) 支援措置申出書の様式については、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について」(平成18年10月4日総行市第136号。別添2)において変更が行われている。
- (3) 被害者性を明らかにするために被害者自身が市区町村に提出できる書類として、保護命令決定書の写し及びストーカー規制法に基づく警告等実施書面の2種類が例示されているが、この他、婦人相談所等に保護されたことを証する書面もこの種の書類として有効であるとされており、被害者性を明らかにするための書類は、必ずしも、前記の2種類に限られるものではない。そこで被害者に対し、本支援措置制度を教示する際には、併せて、被害者性・支援の必要性を客観的に示す書類を取得・添付することが可能である旨を説明するとともに、個々の事案に応じ、取得することが適当又は容易な書類の具体例を教示すること。

また、本支援措置の実施主体は、あくまで市区町村長であり、本支援措置を実施するか否かの最終的な判断は、市区町村において行うものであることをも説明しておくこと。

- (4) 本改正により支援措置申出書中に追加された「警察等の意見」欄の「3 1、2以外の場合に、警察等において、特に把握している状況(一時保護の有無、相談時期等)がある場合」とは、例えば

- ・ 以前に相談を受けたことがあるが、相当の期間が経過しているため現在の状況を把握していない場合であって、電話等による連絡が取れないか、又は、電話等での連絡により来署を促したにもかかわらず、被害者が再び来署しなかったため、警察本部長等への援助申出書を受理することができず、支援措置の実施の必要性について判断できないとき。

- ・ 配偶者暴力事案に係る相談ではあるが、身体に対する暴力ではないため、警察本部長等の援助の対象外である場合

等が挙げられるが、そのような状況がある場合には、それぞれ、当該被害者から以前に受けた相談の時期や内容を簡記すること。

また、こういった場合があることを考慮して、配偶者暴力事案又はストーカー事案の被害者から相談を受けたときは、仮に、後に相談者が市区町村長に支援措置を申し出て、これを受けた市区町村から警察に対し意見照会がなされた場合に、警察に相談があった旨及びその内容について回答することがあり得る旨を説明して同意を得ておくこと。

- (5) 本支援措置については、全市区町村が共通して行うものとして、その対象者が示されているところであるが、他方、個別の市区町村の判断により、本支援措置の対象者以外の者であって、特に生命又は身体に危害を受けるおそれのあるものに対し同様の措置を行うことを妨げる趣旨ではなく、これらの者についても住民基本台帳法第11条の2第1項、第12条第5項及び第20条第2項において準用する第12条第5項に基づき請求を拒むことは可能とされている。したがって、本支援措置の対象者としての要件を満たさない者であっても、住民基本台帳の閲覧制限等が必要と認める者がある場合には、市区町村に対して、住民基本台帳の閲覧制限等を依頼することとされたい。